

会議室の利用申請をされる方

次のことについて、ご確認いただき
ご申請いただきますよう、お願いいたします。

●使用について

- ・ 学習会、研修会、会議などにご使用いただけます。
- ・ 申請後、申請内容等で不許可となった場合は、会議室等の使用はできません。
- ・ 虚偽の申請その他不正な手段により、使用の許可を受けたことが明らかになったときは使用許可の取消、停止、制限する場合があります。
- ・ 施設は1時間単位でご使用できます。(準備と後片付けの時間も含みます。)
- ・ 一度納付された使用料は、お返しできません(キャンセル、変更等)。ただし、災害等の使用者の責に帰さない理由で使用ができなくなった時は、お返しいたします。

●使用の制限

中央図書館は公共施設であり、使用については一定の制限があります。次のような場合は使用できませんので、ご了承ください。

- ① 使用により公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- ② 使用により図書館の会議室等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- ④ 営利目的の使用であると認めるとき(販売、宣伝、高額な月謝・入場料などを徴収する教室、講座等)。
- ⑤ 宗教目的の使用であると認めるとき(布教、勧誘、又は宗教上の行為、祝典、儀式又は行事を含む、およそ宗教的信仰の表現である一切の行為等)。
- ⑥ 政治目的の使用であると認めるとき(特定の政党の支持、又は不支持を呼びかける集会、図書館の政治的中立性に対する市民の信頼を損なう政治的活動等)。
- ⑦ 上記①～⑥に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認めるとき。